

美吉野園居宅介護支援センター

介護支援専門員（ケアマネージャー）が、介護を必要としている方に、ご本人の心身の状況、生活状況、希望などを踏まえて、ご本人やご家族等と一緒に相談しながら、自宅において日常生活を営むために必要なサービスの種類や内容を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。（自己負担はございません）

サービスを受けられる為に

介護保険の対象者

- ① 満65歳以上の方
- ② 40歳以上の健康保険加入者で介護保険法の定める疾病をお持ちの方

介護認定を受けられるには

- ① 申請する
 - ・お住まいの市区町村の介護保険担当の窓口・地域包括支援センター
 - ・居宅介護支援事業所
- ② 認定調査を受ける
- ③ 調査の結果
 - ・非該当：介護保険サービスは受けられません
 - ・要支援（1～2）：介護予防サービス（予防給付）が受けられます。

- ・要介護（1～5）：介護サービス（介護給付）が受けられます

事業内容

- ① 要介護認定の申請や更新認定の申請代行
- ② 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- ③ 介護サービスを利用するために必要なサービス提供機関との連絡調整
- ④ 市町村・保健医療福祉サービス機関との連絡調整
- ⑤ 介護に関わる相談、居宅サービス利用時の苦情や疑問の相談対応

営業日・時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前 8 : 30～午後 5 : 30